

健発 0329 第39号
平成31年3月29日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市市長} \\ \text{特別区区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

「新型インフルエンザ等対策に係る住民接種実施要領」の策定について

今般、新型インフルエンザ等対策に係る住民接種が円滑に行われるよう、実施主体となる市町村における接種体制の構築等について、別添のとおり「新型インフルエンザ等対策に係る住民接種実施要領」を策定したので通知する。

都道府県知事におかれては、貴管内市町村へ周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきを期するようお願いしたい。

記

1 新型インフルエンザ等対策に係る住民接種実施要領

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第46条により読み替えて適用する予防接種法（昭和23年法律第68号。）第6条第1項による予防接種の実施にあたっては、別添「新型インフルエンザ等対策に係る住民接種実施要領」を参考に実施計画を定めること。

2 適用日

平成31年4月1日より適用すること。